

平成17年度 第3回 庄原市行政経営改革審議会 会議録（摘録）

1. 開催日時 平成18年2月10日（金）
開 会：13時00分
閉 会：16時40分
2. 開催場所 庄原市役所 本館2階会議室
3. 出席委員 吉川 富夫 委員（会長） ・ 永井 忠司 委員（副会長）
主田 重登 委員 ・ 高藤 幸盛 委員 ・ 渋川 静真 委員
馬船 輝雄 委員 ・ 田中 稔 委員 ・ 金光 敏博 委員
菟原 元樹 委員 ・ 永迫 眞二 委員 ・ 小林 富子 委員
松本 チエ 委員 ・ 吉田 昭 委員
4. 欠席委員 池田 怜 委員 ・ 尾野 素子 委員
5. 出席職員 庄原市助役 入江 幸弘
地域振興部長 國光 拓自
地域振興部企画課長 松園 真
地域振興部企画課企画調整係長 兼森 博夫
地域振興部企画課企画調整係 堀 健司
地域振興部企画課企画調整係 沖田 晋耶
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第3回庄原市行政経営改革審議会次第

平成18年2月10日（金）

庄原市役所 本館2階会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 個別審議項目の提案及び審議について

- ① 行政組織の再編整備について（新規提案） 資料1
- ② 職員給与等の適正化について（新規提案） 資料2
- ③ 人材育成基本方針の策定について（新規提案） 資料3
- ④ 人事評価制度の導入について（新規提案） 資料4
- ⑤ 保育所の適正配置と民営化の推進について（新規提案） 資料5
- ⑥ 小中学校の適正配置について（新規提案） 資料6
- ⑦ 公共工事のコスト縮減について（新規提案） 資料7
- ⑧ 受益者負担の適正化について（新規提案） 資料8
- ⑨ 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進について（新規提案） 資料9
- ⑩ まちづくり基本条例（仮称）の制定について（新規提案） 資料10

4. その他

5. 閉会

会 議 経 過

1. 開 会

2. ① 会長あいさつ

本日、審議項目は多いが、慎重審議をいただき、行政経営改革大綱に盛り込まれるよう、具体的な事例も提案をお願いしたい。

前回までの議事録を配布しているが、最終的に委員のみなさんの意見が答申に反映されなければならない。発言された事項について確認し今後の審議・議論にいかしていただきたい。

3. 議事

(1) 個別審議項目の提案及び審議について

① 行政組織の再編整備について

資料により事務局から説明・提案

委 員：（組織再編の基本となる）示された目標定員数では甘い。前回も発言したとおり、さらに職員の削減を進めるべきである。

事務局：前回、合併協議の財政推計において、10年間でおおむね170人の職員減をひとつの目安とし、それを前倒して5年間で122人を削減(170人の7割)する方針を説明して、了承いただいたと理解している。

委 員：ワークシェアリング方式(より多くの人で仕事の総量を分け合うこと)も1つの案として考えられる。職員を減らすばかりでなく職員給与を引き下げて、住民サービスの向上を図れば住民満足度も向上する。

会 長：実際にワークシェアリングを行っている自治体がある。大分県の自治体で、職員給与水準を3割程度削減している。人員削減は行っていない。

事務局：職員の削減と併せ、給与の適正化についても改革を行っていく考えである。

委 員：経常収支比率が80%程度の自治体であれば、職員数についても大幅な削減は不要であり、給与額についても理解は得られるかもしれないが、庄原市では経常収支比率99.8%という危機的な数字が示されており、行政内部の費用を削減していかなければ住民サービスの向上は見込めない。

職員数について、合併協議を前倒しする計画については理解した。しかし、類似団体・定員モデルとの比較を（ひとつの根拠に）しているが、国も大幅な削減計画を示しており、モデルの数字が今後さらに減少することが考えられるため、さらに踏み込んだ削減計画が必要になる。大幅な改革を行わないと庄原市の財政は崩壊してしまう。

会 長：経常収支比率が99.8%というのは、用途が決められて自由に使えないお金が99.8%で、新規に使えるお金は0.2%という状況である。仮に経常収支比率80%という目標を定めれば、職員給与の削減は確実に実施すべき問題になってくる。財政の健全化を様々な角度で考えなければならない。

委員：職員の退職金が高すぎる。併せて昇給停止を50歳に早めるなどの方法もある。

会長：事務事業の総点検は、本審議会において行うのか。

事務局：事務事業の総点検を行う旨を行政経営改革大綱へ明記した上で、平成18年度から着手する。

会長：総点検は、市役所内部で行うのか。民間(市民)の視点も入れて行うほうが望ましい。市民の目から見て不要なサービスもある。市民と行政の認識が一致したら、即座に中止・廃止できる事項(サービス)も出てくる。

事務局：詳細な検討は行っていない。行政委員会等を活用しながら行うのか、内部で行うのか、これから検討する。

会長：資料に「予想以上の本庁職員への負担」との記載があるが、どのような事項か。

事務局：合併当初ということもあり、統一的に行うべき事業等について、各支所で取り扱いが異なる事例がある。その場合の本庁への問い合わせや事務調整などが予想以上に多かったことが一例である。

会長：他の合併市町も同じではないのか。

事務局：他市においては、本庁への職員集約率が高く、本庁において決定した事項を支所で行うケースがほとんどである。庄原市においては支所が一定の権限を有し、職員を配置して支所完結の形態を取っているため、状況が異なる。

事務局：合併協議において、できるだけ支所の機能を残してほしいという意見が多数あった。一方で、全ての事項が合併前と変わらない体制であれば、合併によるスケールメリットは出てこない。2つの考えに基づいて現行の体制としているが、行政経営改革の視点で考えると、集中化・簡素化によるメリットは追求していかなければならない。支所のサービス低下を防ぎながら本庁へ集約することが、今後の課題となっている。

委員：集中化・簡素化は必要やむを得ない。庄原市の組織体制は、6部制をとっているが、行政機構をスリム化しようとする場合、大課制が望ましい。課や係を細分化しないことで、縦割り行政を防ぎ、管理職の人数も減らせる。部制が庄原市に必要かどうか議論の余地がある。

事務局：今後、課の統合等を含め、定員管理計画へ反映させていきたいと考えている。

会長：委員の皆さんの個々の意見はとても重要である。最終の答申には記載されなくても、皆さんがどのような意見を述べているか、事務局がどのように回答しているか、議事録で残すことが重要である。答申書(案)を事前に委員がチェックし、最終答申を行いたいと考えている。答申には、意見書を作成し添付したい。

委員：そういう意味でも「大課制への移行」を大綱へ位置づけてもらいたい。また、職員定数の目標が早期に達成されても1/3採用を緩和せず、引き続き改革に努力されたい。

事務局：定数については、「以内」という言葉を付けているとおり最大の数値である。人件費は最大の経費と認識しており、最大値をクリアしたとしても引き続き努力していきたい。

- ② 職員給与等の適正化について
- ③ 人材育成基本方針の策定について
- ④ 人事評価制度の導入について

資料により事務局から一括説明・提案

委員：昇級制度について、年功序列的に昇給するのか。昇級試験等はあるのか。

事務局：試験は実施していない。経験年数等により昇級する。

会長：人事評価は行っていないという説明であったが、特に係長以上については、人事評価が必要ではないのか。

事務局：試験・評点での人事評価は行っていない。総合的に判断・評価して昇級する。

委員：資料に記載されたもの以外の職位についても明らかにしてほしい。

事務局：1級は、主事、技師、保育士、保健士、2級も同じ。3級は、主任主事、主任技師、主任保育士、主任保健士、4級は主任。5級は、係長、専門員。6級は課長、主幹、監査委員事務局長、農業委員会事務局長。7級は部長、次長、支所長、水道局長、議会事務局長となっている。

委員：平成17年度は、独自に給料の4%～6.5%をカットされている。資料によると平成18年4月から給料表の全体水準を4.8%引き下げることになっているが、給料表を引き下げた後さらに4%～6.5%のカットを行うのか。

事務局：4%～6.5%のカットは、平成17年度1年間の措置である。平成18年度については未定である。

委員：人事評価は、個人の目標を設定し、その目標に対しての達成で評価を行う方式でなければ現在の総合的評価と変化がない。

事務局：その旨を十分に理解して平成18年度から試行的に行う。

委員：給料カットは、18年度も引き続き行うべきである。3役・議員等のトップが率先して削減していかないと、99.8%という経常収支比率は改善できない。

事務局：職員の給料は条例で定められており、独断で直ちに行うことは難しい。しかし、緊急避難的にカットを行うことは想定している。

委員：18年度の予算編成において補助金等の削減が予想される。給与等を確保した後に補助金を削減するのは説得力に欠ける。給与を削減し、補助金を維持する方法が求められる。

委員：人件費を維持しながら経常収支比率を下げるということは非常に難しい。

委員：市内の一定規模以上の企業の給料平均を出してほしい。

会長：厚生労働省の統計と人事院の統計との2種類がある。地域ごとの企業と自治体の給料表を比較したものはない。したがって、国の基準で比較しているのが現状である。市内等の範囲で企業の調査を行うとサンプル数が少ないためバラツキが出る可能性がある。県内又は備北地区の範囲であれば、信頼性の高い値が出るであろう。市民が直感的に給料の差を感じている部分もある。

委員：「合併をしてもいいことがない。」と言う市民が多い。3役、議員が率先して給料を引き下げて努力している。市民も共に努力しよう。とまわりに言いたい。その姿勢を見せてほしい。

事務局：3役、議員の給料も条例で定められた額をカットしている。職員は、労働者であり、市長の一言で削減するということは難しい。協議により平成17年度はカットした。今後は給料カットを行わないということではない。

委員：今後も痛みは続くと言うことを職員へ周知すべき。公務員給与は、年金制度同様、先取りされた状態となっている。しわよせを補助金削減だけに向けるのは望ましくない。

委員：市全体の危機意識を持って、「給料カット」の項目を大綱へ記載してもらいたい。現在の給料表で職員へ支払っていくことが困難な状況となっており、ただ単にラスパイレス指数が100を下回っているというだけでは説得力がない。

委員：人事評価を行う上司の人事評価も必要となる。

⑤ 保育所の適正配置と民営化の推進について

⑥ 小学校の適正配置について

資料により事務局から一括説明・提案

委員：少子化傾向の中で、統廃合が未実施の個所があるが早期に実施されたい。

事務局：合併前の学校適正配置計画に基づき推進する。未実施の東城については、教育委員会で地元と協議等調整中である。

委員：休校中の学校は、廃校にはならないのか。休校中であれば管理費がかかるのではないか。

事務局：休校と廃校は、条例に残るか残らないかの違いである。廃校になっても市の普通財産として管理しなければならない。行政上、廃校は学校機能を有しなくなり、国の補助金で建設しているものは補助金返還の可能性がある。自治振興区等での校舎の有効利用についても検討したいと考えている。

委員：中山間地域が手を取り合って国へ要望し、補助金返還を免除できないのか。

事務局：補助金返還の視点ではなく、子どもが増えた場合は、当然、再開の可能性がある。地元協議の中で、廃校にしてはならないということもある。

会長：休校施設は市民の負担になっているのではないのか。自治振興区等への休校舎の維持コストに関する情報提供が重要である。

委員：保育所の指定管理者制度について、延長保育等のサービス向上のメリットを最大限に活かすのであれば、全ての保育所に導入すればよいのではないか。

事務局：保育士の職種転換の問題や小規模保育所の延長保育等のニーズを把握しきれていない部分もあり、当面10年間で10所程度の指定管理者制度導入をめざしている。

⑦ 公共工事のコスト縮減について

資料により事務局から説明・提案

会長：入札制度の提案、改革の資料はないのか。公共工事の事項を議論する場合は、入札制度が重要である。

事務局：今回はコスト縮減の項目として提案させていただいた。旧庄原市において取り組んだ内容を基本に、電子入札等の導入についても財政課で方針を示している。次回

の審議会において報告させていただきたい。

委員：通年の工事ができるようになればよい。補助金等の交付決定後、8月頃からしか工事発注できない。その工事を同年度の3月までに終わらせるのは天候が悪い場合などは非常に難しい。1～3月に入札・発注し、4月以降、直ちに工事ができるようにしていただきたい。

事務局：入札制度に関連して検討したい。

⑧ 受益者負担の適正化について

資料により事務局から説明・提案

委員：指定管理者制度の導入状況はどの程度か。

事務局：既に指定管理者制度を導入しているものが25施設。平成18年4月1日から導入するものが149施設。その他、時期は未定であるが238施設を対象に導入を検討している。

委員：使用料金が適当か否かを1施設ずつこの場で審議するのか。

事務局：公の施設について、無料・有料等の違いがあるため、平成20年4月までに一定の基準で揃える、という方向についてご確認いただきたい。

会長：平成20年に向けて一定の基準を設定することについては了承し、使用料額については、指定管理者の導入も関連するため新年度の審議に委ねることとしたい。

⑨ 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進について

⑩ まちづくり基本条例(仮称)の制定について

資料により事務局から一括説明・提案

委員：第2回審議会において、平成19年4月から（庄原地区の）公民館を自治センターへ移行予定であると説明があったが、これについて自治振興区連絡協議会への説明はされているのか。

事務局：審議会での了承を得た後に正式に方針を示すため、現在のところ示していない。新年度において、自治振興区及び公民館へ対して方針を示していく予定である。

委員：現在の公民館事業を全て自治振興区へ引き継ぐことに不安がある。

事務局：生涯学習事業や人材確保等が検討課題になると考えている。公民館を所管している教育委員会部局との調整を密にし、自治センターへ移行したい。

委員：自治振興区の組織は、住民が活動しやすい公民館単位が望ましく、提案は、少世帯振興区の合併促進に受け取れる。

事務局：あくまでも住民の方々が決定されることであるが、現状をみると存続が難しくなる（と推察される）自治振興区が存在するため、再考が必要であるということを述べており、住民が活動しやすい組織単位を推進するという基本姿勢である。また、庄原地区の場合、公民館単位と自治振興区の区域が同じであるという現状の中で、モデル的に公民館を自治センターへ移行し、自治振興区による地域づくりを実践しようという提案である。

委員：東城においては、公民館単位での自治振興区の設置や支部を作って活動している

ケースがあるが、全体での意思疎通・コンセンサスが難しい状況である。公民館単位での自治センター方式を採用しないと補助金を削減するという方針は、避けていただきたい。

事務局：各地区の意志を尊重することは当然である。この提案は、自治振興区の意思決定により組織再編する場合に支援を行うという内容である。

委員：各地区(旧市町単位)へ中央公民館を1ヶ所設置し、社会教育活動・生涯学習等は中央公民館で実施するとした場合、実際の利用は、市街地周辺の住民に限られる可能性がある。周辺は、自治振興区がそれぞれ行うようになるのではないか。

委員：生涯学習等も含め自治振興区で活動し、公民館の存在が薄れている地域もある。

事務局：公民館は世帯で組織し、自治振興区は住民全員で組織するというイメージを持っている。女性部、青年部等の様々な組織編成が可能であると考えている。

委員：少数世帯の自治振興区は、社会的行事等に取り組みにくくなっているのは事実である。行政は、基本的に地域(自治振興区)の自主性に委ねているので、各地域は個々の活動を行っていけばよい。行政は活動内容への助言を行うようになることが望ましい。

4 その他

事務局：職員定数・職員給料等意見をいただいたことは十分に検討していく。しかし人材確保、職員能力の向上の観点から見ても給料確保は重要と考えている。また、現在の財政危機は、過去の体制を引き継いだことが要因の1つである。その体制を改革する視点も含め行政経営改革大綱を策定したい。

活発な意見をいただき意義ある審議会となった。次回以降もよろしくお願いしたい。

5 閉 会